

ワクチン接種送迎バスの運行に係る既存バス停の使用について

1 協議に至る経緯

- (1) 3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に向けて、令和4年2月2日(水)から町で集団接種を行うこととなった
- (2) 集団接種を行うにあたって、会場への無料送迎バスを運行することとなった
※昨年実施した1・2回目のワクチン接種にあたっても運行した。
- (3) 送迎バス運行にあたって、交通渋滞の緩和・乗降時の安全確保等の観点から一部の既存バス停(京浜急行バスが使用)を利用させてもらいたい
- (4) 既存バス停を利用するには、道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号に規定する関係者による合意が必要であるため、本日協議を行うこととした
※昨年の送迎バス運行にあたっても協議を行った。
※前回の協議実施時には、地域公共交通会議が立ち上がっていなかったため、この協議のためだけに関係者を招集して協議したが、関係者が地域公共交通会議構成員と類似しており、会議開催時期が重複したため、急遽、地域公共交通会議の議題として取り上げさせてもらうこととした。

2 協議の流れ

- (1) 説明 … 送迎バスの運行内容を説明します
- (2) 協議 … 意見・質問を含めて協議します
- (3) 合意書(案)の説明・合意 … 合意書(案)を説明し、合意書を作成します

道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

二 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分

三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分

四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。

二 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。）又は同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車（同項において「自家用有償旅客運送自動車」という。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）。

（罰則 第一項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項）

道路交通法施行規則（昭和 35 年 12 月 3 日総理府令第 60 号）

（停車又は駐車に関係のある者による合意）

第六条の三の二 法第四十四条第二項第二号の規定による合意は、一般旅客自動車運送事業用自動車又は自家用有償旅客運送自動車（以下この条において「一般旅客自動車運送事業用自動車等」という。）が停車又は駐車をする一又は二以上の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場ごとに、書面により、停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲を明らかにしてするものとする。

2 前項の書面には、当該一般旅客自動車運送事業用自動車等による当該停留所又は停留場における停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項があるときは、当該事項を記載するものとする。

（停車又は駐車に関係のある者）

第六条の三の三 法第四十四条第二項第二号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 乗合自動車、トロリーバス又は路面電車を使用する者
- 二 公安委員会
- 三 都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）
- 四 地方運輸局長
- 五 前各号に掲げる者のほか、当該停車又は駐車に関係のあるものとして公安委員会が認める者

道路運送法（昭和 26 年 6 月 1 日号外法律第 183 号）

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

葉山町新型コロナウイルスワクチン追加接種に係る送迎サービスの実施について

- 1 目的 新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、集団接種会場等への送迎サービスを行うことによりワクチン接種を希望する高齢者の利便を図り、なおかつ、住民のワクチン接種率を向上させることを目的とする。
- 2 対象者 町内の集団接種会場等で接種を希望する高齢者（65歳以上）
- 3 場所 送迎は、集団接種会場（葉山町福祉文化会館）から町内公共施設・公園等の待機場所及び一部のバス停留所の間とする。
- 4 期間 令和4年2月2日（水）から令和4年3月31日（木）
土曜日・日曜日を除く平日及び祝日
- 5 内容
- (1) 趣旨
- ①集団接種会場等へのアクセスを向上させるため、無料送迎バスを運行する。
 - ②高齢者を安全に乗降させるため、可能な場所については既存のバス停を使用する。
- (2) 送迎手段
- ①送迎に使用するバスは、小型バス（22人乗車可能）とする。
運行台数については、1日4台運行する。
- (3) 送迎経路
- ①人口が多く交通不便地の運行は週3日間（2月）又は2日間（3月）の運行（下表のAコース、Bコース）
 - ②その他の地域（Cコース、Dコース）は週2日間（2月）又は1日間（3月）の運行
 - ③各コースの運行時間は35分～60分間隔で運行する。

コース区分	内 容					
Aコース	長柄・葉桜・イトーピアコース	2月	週3回	月・水・金	2台	12日間
		3月	週2回	水・金	2台	9日間
Bコース	海岸線・下山口コース	2月	週3回	火・水・木	2台	11日間
		3月	週2回	水・木	2台	10日間
Cコース	パークド四季・一色台コース	2月	週2回	月・金	2台	8日間
		3月	週1回	金	2台	4日間
Dコース	木古庭・上山口コース	2月	週2回	火・木	2台	7日間
		3月	週1回	木	2台	5日間

(4) 自動車保険

①保険は、業務委託する運行バスで補償される保険を適用させる。(詳細は下表のとおり)

区 分	補 償
対 人	無制限
対 物	無制限 (免責金額 3 万円)
車 両	800 万円 (免責金額 10 万円)
人身傷害	3 千万円 (1 名につき)

6 その他

- ①バス停留所を乗降場所として使用することが、道路交通法に抵触しないよう調整する。
- ②道路交通法に抵触しないことが確認できた場合は、京浜急行に相談する。
- ③送迎バスの時刻表を作成するにあたり、京浜急行バスの運行に支障がないように調整する。
- ④送迎バスを安全かつスムーズに運行するため、バスに介護員を添乗させる。
- ⑤コロナウイルスの感染予防対策を講じた運行に心掛ける。
※乗車前に、検温・アルコール消毒を実施する。
- ⑥乗車の際は、接種会場に持参する「ワクチン接種のご案内(接種券)」を提示のうえ、接種対象者専用バスとする。

【参 考】◎65 歳以上の高齢者数 (住民基本台帳上の人数)

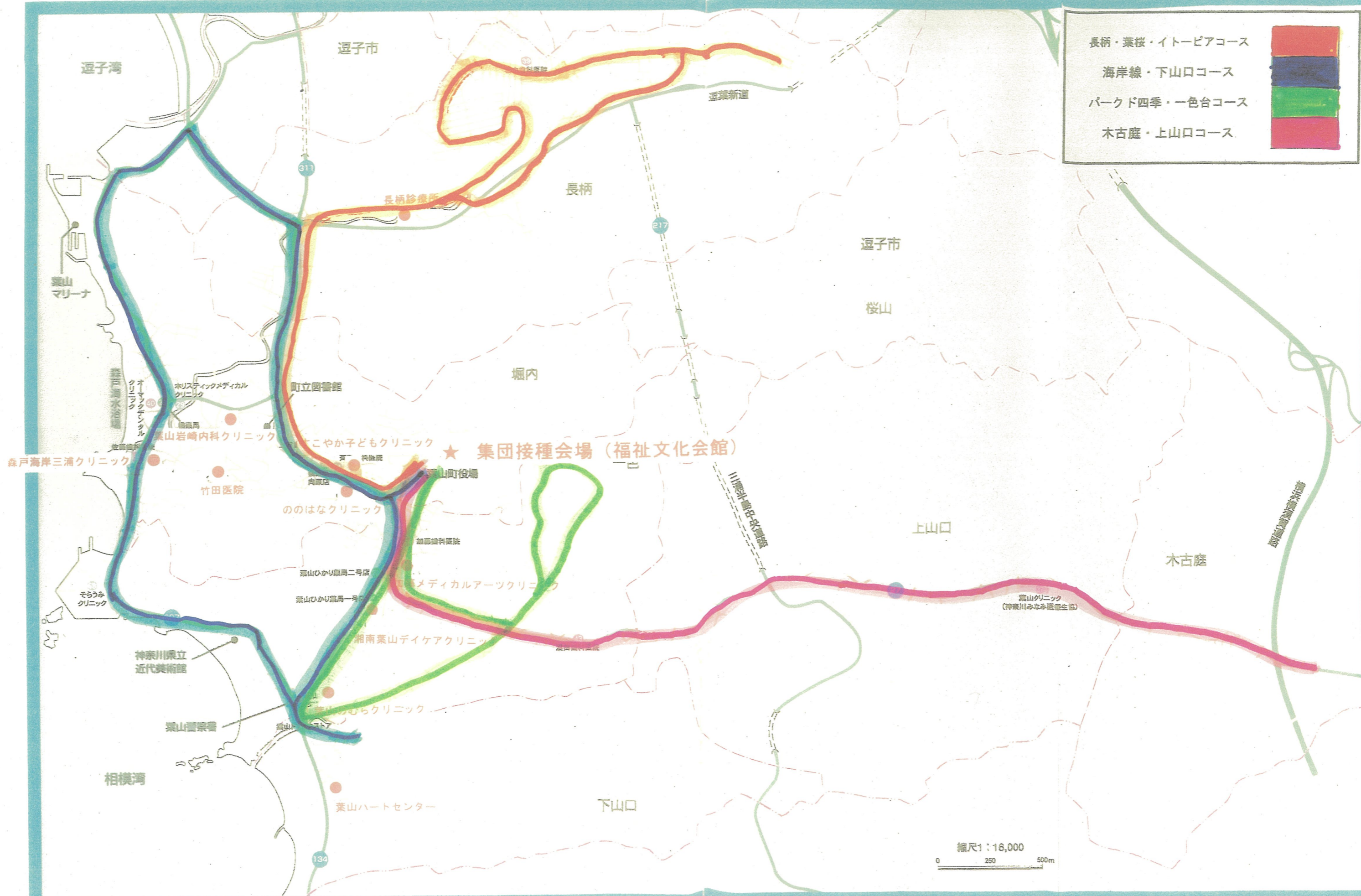
地 区	人 数
木古庭	570 人
上山口	717 人
下山口	834 人
一 色	2,704 人
堀 内	2,560 人
長 柄	2,886 人
合 計	10,271 人

※葉山町の人口・高齢化率 (2020 年 (令和 2 年 10 月 1 日現在)) 【高齢者福祉計画参考】

【参 考】◎送迎バス運行に伴う調整事項について

- ・ 県警葉山署に対して概要説明
- ・ 神奈川県公安委員会の合意
- ・ 京浜急行に対して概要説明・相談
- ・ 地域公共交通会議の合意
- ・ 神奈川県公安委員会の公示

6 葉山町内医療機関マップ

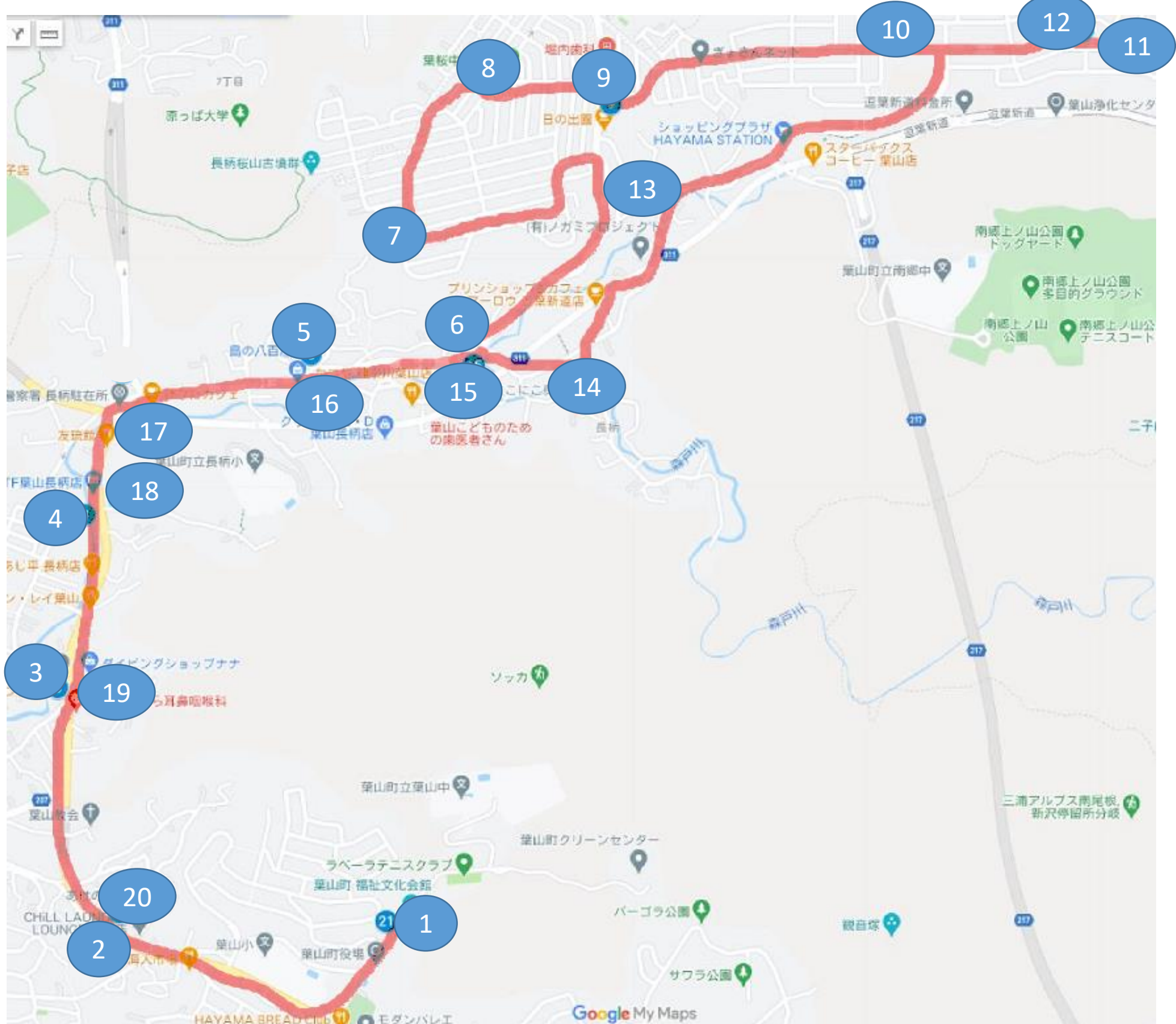


長柄・葉桜・イトーピアコース	
海岸線・下山口コース	
パークド四季・一色台コース	
木古庭・上山口コース	

★ 集団接種会場 (福祉文化会館)

縮尺1:16,000
0 250 500m

①長柄・葉桜・イトーピア方面ルート略図（案）



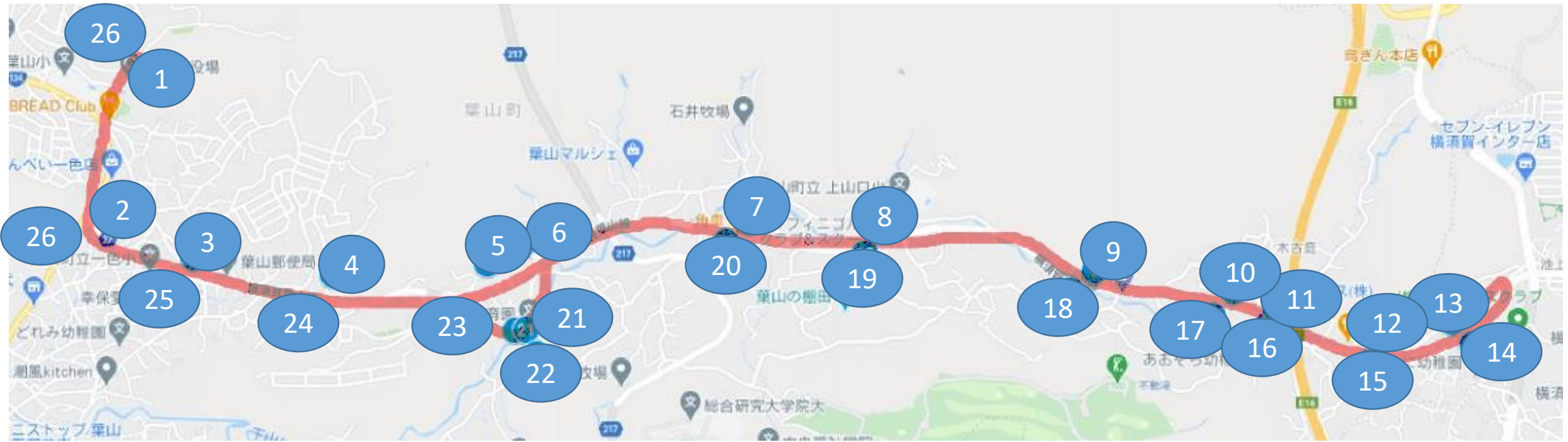
- | | |
|---|------------------|
| ① | 福祉文化会館 発 |
| ② | 向原バス停（上り） |
| ③ | 風早橋バス停（上り） |
| ④ | 長柄橋バス停（上り） |
| ⑤ | 若宮陶器前 |
| ⑥ | 御霊神社前 |
| ⑦ | 汐見児童遊園前 |
| ⑧ | 葉桜バス停 |
| ⑨ | 葉桜児童会館入口電話ボックス前 |
| ⑩ | イトーピアバス停（上り） |
| ⑪ | さつき公園前 |
| ⑫ | イトーピア中央公園バス停（下り） |
| ⑬ | 仙光院前 |
| ⑭ | ここにこ保育園駐車場前 |
| ⑮ | 御霊神社前 |
| ⑯ | 若宮陶器前 |
| ⑰ | 長柄交差点バス停（下り） |
| ⑱ | 長柄橋バス停（下り） |
| ⑲ | 風早橋バス停（下り） |
| ⑳ | 向原バス停（下り） |
| ㉑ | 福祉文化会館 着 |

©パークド四季・一色台方面ルート略図（案）



- | | |
|---|-----------------------|
| ① | 福祉文化会館 発 |
| ② | 葉山大道バス停前（下り） |
| ③ | 一色小学校バス停（下り） |
| ④ | パーゴラ公園前 |
| ⑤ | 四つ角公園前 |
| ⑥ | 一色岡公園前 |
| ⑦ | 一色住宅バス停（下り） |
| ⑧ | 一色台西公園 ゴミステーション前 |
| ⑨ | 一色住宅バス停（上り） |
| ⑩ | どれみ幼稚園前（センチュリーマンション側） |
| ⑪ | 主馬寮公園前 |
| ⑫ | 旧役場バス停前（上り） |
| ⑬ | 葉山大道バス停前（上り） |
| ⑭ | 福祉文化会館 着 |

㊦木古庭・上山口方面ルート略図（案）



①	福祉文化会館 発
②	葉山大道バス停（下り）
③	一色小学校バス停（下り）
④	一色住宅バス停（下り）
⑤	滝の坂バス停（下り）
⑥	水源地入口バス停（下り）
⑦	新沢バス停（下り）
⑧	上山口小学校バス停（下り）
⑨	境橋バス停（下り）
⑩	木古庭バス停（下り）
⑪	不動橋バス停（下り）
⑫	大楠登山口バス停（下り）
⑬	池上6丁目バス停（下り）
⑭	池上6丁目バス停（上り）
⑮	大楠登山口バス停（上り）
⑯	不動橋バス停（上り）
⑰	木古座バス停（上り）
⑱	境橋バス停（上り）
⑲	上山口小学校バス停（上り）
⑳	新沢バス停（上り）
㉑	水源地入口バス停（上り）
㉒	清寿苑駐車場（水源地）
㉓	滝の坂バス停（上り）
㉔	一色住宅バス停（上り）
㉕	一色小学校バス停（上り）
㉖	葉山大道バス停（上り）
㉗	福祉文化会館 着



令和4年1月17日

京浜急行バス株式会社取締役社長	野村 正人
株式会社三浦観光バス代表取締役	根岸 洋子
神奈川県公安委員会委員長	岡田 優子
葉山町長	山梨 崇仁
関東運輸局長	小瀬 達之

乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車
又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、乗合自動車
の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下
記のとおり合意する。

記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の
名称
別紙「バス停留所一覧表」のとおり。
- 2 1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
葉山町の新型コロナウイルスワクチン接種のための送迎事業の委託を受けた一般
貸切旅客自動車運送事業者（株式会社三浦観光バス）が行う旅客運送事業の用に供
する自動車（乗車定員11人以上）
- 3 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなる
ようにするため必要と認める事項
なし。

バス停留所一覧表
京浜急行バス株式会社が運行、管理する次のバス停留所

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所			
通番	停留所名称	所在地	上下線別等
1	向原	三浦郡葉山町堀内1845番地先	上り線 (逗1系統逗子駅行等)
2	風早橋	三浦郡葉山町堀内639番地先	上り線 (逗1系統逗子駅行等)
3	長柄橋	三浦郡葉山町長柄12番地先	上り線 (逗1系統逗子駅行等)
4	葉桜	三浦郡葉山町長柄1461番地先	折返所 (逗17系統葉桜行)
5	イトーピア	三浦郡葉山町長柄1601番地224先	下り線 (逗18系統逗子駅行)
6	イトーピア中央公園	三浦郡葉山町長柄1642番地先	折返所 (逗18系統逗子駅行)
7	長柄交差点	三浦郡葉山町長柄458番地先	下り線 (逗1系統葉山福祉文化会館行等)
8	長柄橋	三浦郡葉山町長柄27番地先	下り線 (逗1系統葉山福祉文化会館行等)
9	風早橋	三浦郡葉山町堀内714番地2先	下り線 (逗1系統葉山福祉文化会館行等)
10	向原	三浦郡葉山町堀内2012番地先	下り線 (逗1系統葉山福祉文化会館行等)
11	鏡摺	三浦郡葉山町堀内1番先	下り線 (逗10系統逗子駅行等)
12	葉山マリーナ	三浦郡葉山町堀内160番地先	下り線 (逗10系統逗子駅行等)
13	清浄寺	三浦郡葉山町堀内251番地先	下り線 (逗10系統逗子駅行等)
14	元町	三浦郡葉山町堀内350番地1先	下り線 (逗10系統逗子駅行等)
15	亀井戸橋	三浦郡葉山町堀内892番地先	下り線 (逗10系統逗子駅行等)
16	森戸海岸	三浦郡葉山町堀内1003番地先	下り線 (逗12系統葉山行)
17	森戸神社	三浦郡葉山町堀内1047番地先	下り線 (逗12系統葉山行)
18	真名瀬	三浦郡葉山町堀内1093番地先	下り線 (逗12系統葉山行)
19	芝崎	三浦郡葉山町一色2448番地先	下り線 (逗12系統葉山行)
20	三ヶ下海岸	三浦郡葉山町一色2363番地先	下り線 (逗12系統葉山行)
21	三ヶ丘	三浦郡葉山町一色2231番地先	下り線 (逗12系統葉山行)
22	一色海岸	三浦郡葉山町一色2182番地先	下り線 (逗12系統葉山行)
23	葉山	三浦郡葉山町一色2074番地先	下り線 (逗12系統葉山行)
24	旧役場前	三浦郡葉山町一色1758番地先	上り線 (逗2系統逗子駅行等)
25	葉山大道	三浦郡葉山町一色1539番地7先	上り線 (逗15系統逗子駅行等)
26	葉山大道	三浦郡葉山町一色1503番地2先	下り線 (逗15系統衣笠駅行等)
27	一色小学校	三浦郡葉山町一色1188番地先	下り線 (逗15系統衣笠駅行等)
28	一色住宅	三浦郡葉山町一色496番地1先	下り線 (逗15系統衣笠駅行等)
29	一色住宅	三浦郡葉山町一色683番地先	上り線 (逗15系統衣笠駅行等)
30	滝の坂	三浦郡葉山町上山口1368番地先	下り線 (逗15系統衣笠駅行等)
31	水源地入口	三浦郡葉山町上山口1260番地先	下り線 (逗15系統衣笠駅行等)
32	新沢	三浦郡葉山町上山口2432番地先	下り線 (逗15系統衣笠駅行等)
33	上山口小学校	三浦郡葉山町上山口3014番地先	下り線 (逗15系統衣笠駅行等)
34	境橋	三浦郡葉山町木古庭355番地先	下り線 (逗15系統衣笠駅行等)
35	木古庭	三浦郡葉山町木古庭618番地先	下り線 (逗15系統衣笠駅行等)
36	不動橋	三浦郡葉山町木古庭1362番地先	下り線 (逗15系統衣笠駅行等)
37	大楠登山口	三浦郡葉山町木古庭1622番地先	下り線 (逗15系統衣笠駅行等)
38	池上六丁目	横須賀市池上6丁目4番地先	下り線 (逗15系統衣笠駅行等)
39	池上六丁目	横須賀市池上5丁目9番地先	上り線 (逗15系統衣笠駅行等)
40	大楠登山口	三浦郡葉山町木古庭1572番地先	上り線 (逗15系統衣笠駅行等)
41	不動橋	三浦郡葉山町木古庭608番地先	上り線 (逗15系統衣笠駅行等)
42	木古庭	三浦郡葉山町木古庭619番地先	上り線 (逗15系統衣笠駅行等)
43	境橋	三浦郡葉山町木古庭364番地先	上り線 (逗15系統衣笠駅行等)
44	上山口小学校	三浦郡葉山町上山口2976番地先	上り線 (逗15系統衣笠駅行等)
45	新沢	三浦郡葉山町上山口2409番地先	上り線 (逗15系統衣笠駅行等)
46	水源地入口	三浦郡葉山町上山口1431番地先	上り線 (逗15系統衣笠駅行等)
47	滝の坂	三浦郡葉山町上山口1378番地先	上り線 (逗15系統衣笠駅行等)
48	一色小学校	三浦郡葉山町一色1060番地先	上り線 (逗15系統衣笠駅行等)

道路交通法第44条第2項第2号の趣旨

令和2年6月10日の道路交通法の一部改正（令和2年12月1日施行）に伴い、乗合自動車以外の自動車であっても、条件（地域住民の生活に必要な旅客運送で、関係者の合意があり、合意内容を公安委員会が公示する。）を満たすことにより、乗合自動車の停留所の駐停車禁止規制から除外されるというものです。

関係者とは

- (1) 乗合自動車を運行する事業者（停留所管理者）
- (2) 都道府県公安委員会
- (3) 都道府県知事又は市町村長
- (4) 地方運輸局長
- (5) その他の関係者として都道府県公安委員会が認める者

従前から停留所に駐停車が可能な車両

事業用ナンバーの

- ・ 路線バス
- ・ 通勤バス
- ・ 通学バス
- ・ 施設送迎バス

令和2年6月の道路交通法改正により、駐停車が可能となります。



改正により関係者の合意、公安委員会の公示をもって、停留所に駐停車が可能となる車両

事業用ナンバーの

- ・ 不定期・区域運行バス
- ・ 高速路線バス
- ・ 乗合タクシー
- ・ 乗車定員11人以上の観光バス
- ・ 乗車定員11人未満のタクシー、ハイヤー

自家用ナンバーの

- ・ 市町村運営有償運送の用に供する車両
- ・ 公共交通空白地有償運送の用に供する車両
- ・ 福祉有償運送の用に供する車両

合意の内容

- (1) 駐停車をする停留所の名称
- (2) (1) の停留所に駐停車する自動車の範囲
- (3) (1) における(2) の駐停車が道路の交通状況に支障がないものとするために必要な事項